

法改正により、令和5年4月からは 全年齢でヘルメットの着用が努力義務化されました

主動の危険な運転に厳しく対処します。

令和5年3月発行

あなたの危険な運転が化し事故につながるかもしれません!

ヘッドホン・イヤホンで 音楽を聴きながら の運転



周りの音が聞こえないため、危険に 気付かず、事故に遭う危険性が高 まる 携帯電話・ スマートフォンを 使いながらの運転



視野が極端に狭くなり、危険に気付かず、事故に遭う危険性が高まる。

傘をさしながら の運転



片手運転のため、ハンドル操作を 誤ったり、ブレーキの効きが悪くな り停止するまでの距離が延びる。 標識を無視 した運転



「止まれ」などの標識を無視し走行すると、歩行者や車両に気づかず 事故に遭う危険性が高まる。

箕面市自転車安全利用条例を施行しています

自転車事故を絶対に起こさないよう、危険な運転には厳しく対応します!

危険な運転をしている自転車利用者には

指導・警告をします

自転車安全指導カード▶

警察が、信号無視や携帯電話を使いながらの運転など、危険な運転をしている自転車利用者を発見した場合には、指導・警告を行い、住所、氏名などを伺って

自転車安全指導カードを発行します。







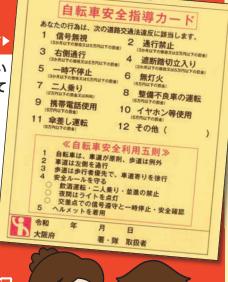
警察

否

中・高校生に対して、指導の内容によっては

保護者に通知します

中・高等学校の生徒への指導の内容によっては、 警察から生徒の保護者に連絡します。







真動で 自転車安全利用条例を 施行しています

✓ 自転車の危険な運転は 大事故につながります!

市では、自転車による危険な運転と事故を防止し、さらに自転車を安全に乗っていただくため、「箕面市自転車安全利用条例」を施行しています。「自転車事故ゼロ」の安全・安心なまち箕面の実現に、みなさんのご協力をお願いします。

度に 質面市内の交通 事故全体のうち 約3割が 自転車事故



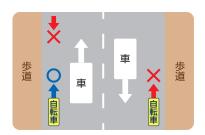
「自転車を歩行者の仲間だと思っていませんか!?

自転車は車やバイクの仲間です!

自転車は、走行できる場所が決められています!

「車道の左側」を走行してください!

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置付けられているため、<mark>原則として歩道を走行できません。</mark> 歩道と車道の区別があるところでは、車道の左側(車と同じ進行方向)を走行してください。



ゆっくり

ただし、次の場合は自転車も歩道を走行できます

- ●「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道■
- ●「13歳未満のかた」及び「70歳以上のかた」が 自転車を運転するとき

歩道を走行する際は、車道寄りを安全な速度で走り、歩行者の 通行を妨げる恐れがある場合は、自転車から降りてください。



自転車通行帯がある場合は そこを走行してください!

大阪府条例では、加入が義務化されています

自転車保険入っていますよね!?

「 自転車事故でも、高額な賠償金の支払いを 命じられることがあります

自転車事故でも、乗っている人が加害責任を問われ、高額な賠償金の支払いを 命じられることもあります。子どもが事故を起こした場合も保護者に賠償責任が 課せられます。

箕面市でも、 重大・死亡事故が 発生しています

箕面市内における自転車死亡事故

平成22年には、箕面市で中学2年生の生徒が自転車走行中、信号の無い交差 点で自動車と衝突し亡くなりました。

ご家族からのメッセージ ~どうか、命を自分で守ってください~

(問い合わせ) 箕面市 市民安全政策室 第072・724・6750 四072・724・6376